

第14回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 議事概要

日時：令和4年10月17日（月）13：02～13：36

場所：議事堂6階601特別委員会室

出席者：三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議委員9名

資料：第14回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議事項書

資料1 政治倫理条例第3条第2号解説

資料2 三重県議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正（案）

資料3 三重県議会議員の政治倫理に関する条例 逐条解説（案）

（参考）三重県議会議員の政治倫理に関する条例第3条（政治倫理規
準）の改正に向けた正副座長案の方向性について

委員：ただいまから第14回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議を開催する。初めに委員が1名、常任委員会委員長として議長への町村会要望に同席されているため欠席されている。事前に必要なことは確認をさせていただいているので、この場で皆さんにお伝えしておきたいと思う。ご了承願う。それではまず、本日の協議の進め方だが、前回の会議の議論に上がっていた条例第3条第2号の条文の構成、立て付けについてまとめたので、事務局から説明させる。

事務局：それでは資料1について説明させていただく。こちら政治倫理条例第3条第2号の構成ということで、政治倫理規準に今回新たに人権侵害行為の項目を入れた部分になる。まず、左側の部分だが、禁止されている行為として、ここに掲げている二つがまず禁止されている。として、みずから行う「人権侵害行為」、それから として「人権侵害行為を助長する行為」、この二つの行為が禁止されている。それから、この の部分に着目して、さらに図式化したものが右側のイメージ図となる。この「人権侵害行為を助長する行為の整理」というところで、条例第3条第2号で例示として掲げている、「人権侵害行為を行うことの煽動」と「第三者の行った人権侵害行為に対する賛成意見の表明」、この二つを例示しており、この大きく太枠の円の中、これを「人権侵害行為を助長する行為」とした場合に、この中に「人権侵害行為を行うことの煽動」がすっぽり入るというイメージ。もう一つ、第三者の

行った行為に対する賛成意見の表明というのは広く、これを人権侵害行為に対するものと人権侵害行為以外に対するもの、大きく二つに分けた場合の人権侵害行為に対する部分が、この人権侵害行為を助長する行為の中に含まれて例示されているというイメージをしている。

委員：ではこのことについて質疑等があればお願いします。

委員：私が前回、空中に手で円を書いて発言して、皆さんに伝わらなかったことを、こうしてきちんと円に書いてくださったことをまず感謝申し上げます。ただ、軽微な話かもしれないが、この図だと人権侵害行為に対する賛成の意見の表明が、すべて助長する行為の中に含まれている。論理的に考えられるのは、必ずしも助長にまでいかない場合もあり得るのではないか。相当少ない例かもしれないが、例えば、以前から申し上げているような、極端な例かもしれないが、戦争に対する議論や、あるいは「いいね」であっても、匿名で押すような場合もあるかもしれないなど、もしかすると人権侵害行為に対する賛成の意見の表明をしてしまっているかもしれないが、必ずしも助長していないというのが論理的にはあり得るかもしれないので、この円（「人権侵害行為に対する賛成の意見の表明」の部分）は、少しこの黒枠からはみ出しているというのが、ごく論理的に円を書くときの本来的な姿かと思った。

委員：この図そのものを云々するわけではないので、そういう考え方もあるということで、今、委員から少しこの図が違うのではないかというような指摘があったわけだが、他の皆さんについてはいかががお考えか。

委員：出典元などはどういうところを参考にしたのか。

事務局：特に出典元はなく、事務局でこの条文から読み込んだというものになる。

委員：皆様よろしいか。左側の考え方の整理については、ご確認いただけるか。では、そのように確認させていただいたうえで、次は条文だが、資料2をご覧ください、第3条第2号をご覧ください。「二 人権侵害行為（差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（令和4年三重県条例第25号）第2条第3号の人権侵害行為をいう。以下この号において同じ。）又は人権侵害行為を行うことの煽動、第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明その他の人権侵害行為を助長する行為をしてはならないこと。」この条文について、今回までの委員会の中で様々な議論をいただいた。そして最終、会派に持ち帰り、この

条文について、まず良いかどうかということを確認いただいたところ、全ての会派から賛同の意が得られ、皆さん、この条文で良いということで確認が取れたので、そのことをお伝えさせていただきたい。そのうえで、資料3の5ページ、逐条解説について、もう少し丁寧な書き込みが必要ではないかということで、この辺りについて事務局から説明願う。

事務局：それでは資料3の4ページ、5ページのところが先ほどの条文第3条についての記載となる。新たに書き加えたのが、5ページの青字で下線付きの、3行目からのところになる。『自らの人権侵害行為だけでなく、人権侵害行為を助長する行為も禁止されており、その例として、「人権侵害行為を行うことの煽動」や、「第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明」が示されています。特に、「賛成の意見の表明」については、その行為により人権侵害行為を助長するものに限られます。』。まずこの5行の文について、そのうち前段の部分、例示の部分については先ほど説明させていただいたとおり、「人権侵害行為を行うことの煽動」と「第三者に行った人権侵害行為に対する賛成意見の表明」を、二つ例示として示している。それから、「特に」のところだが、特に賛成意見の表明については、その行為により、人権侵害行為を助長するものに限られるということ、再確認の意味で書かせていただいている。それから、次の段落で「意見表明等の際には、それが予期せぬ人権侵害行為を助長する行為となる場合もあることから、その点に十分留意するとともに、予期せぬ人権侵害行為となった場合を認知した際には、速やかに訂正するなどの対応が求められます。」というところ、以上がこの点について素案から新たに書き加えた部分である。

委員：このように、逐条解説の中に詳しく説明を書き加えたわけだが、内容等について意見があれば願います。

委員：我々の会派としても、条文第3条第2号のところを賛成していくにあたって、逐条解説にそこを誤解のないように詳しく書き込むという意向を前回示していただいた。今回このように、具体的に示していただいたものと認識している。我々の会派がこれまで心配してきた部分を、できるだけ対応して書いていただいたものだと感じ、大まかに我々の会派の意見に合うものだと、そう感じた。今この場ですぐ

決めるということでなければ、一度会派に持ち帰ってこの方向でまとめていきたいと考える。

委員：丁寧に書き込みをさせていただいたつもりでいる。本来、前文あるいは目的、あるいは責務等を見ていただくと、十分に読み取れるような内容が最初から書かれているわけだが、我々の後の三重県議会議員の方々が読んでも、何をすべきか何が駄目なのか、どう対応すれば良いのかということがわかるような内容にと考えた。そのように書かせていただいたつもりである。

委員：取消し線で消してあるところがあるが、今までの議論でどういうことかというのを自分なりに考えてのうえでの発言だが、この消してある「特に、議員においては高い倫理感に基づき、人権侵害行為とみなされる行為をしないことが重要です」というのは残すべきじゃないのかと思う。逐条解説として、この第3条第2号を解説するのであれば、当たり前なことだと思う。そこには賛否はないと思う。この「法令による人権侵害行為と判断されるか否かにかかわらず」というところが、これまで少し議論になっていたかと思うが、議員としてこの人権侵害行為とみなされる行為をしないことが重要なのは、いろいろなところに書いてあると思うので、ここは残っても良いと個人的に思っている。

事務局：この部分については、6月16日の第11回会議で、それまでの第3条の逐条解説の素案のボリュームがすごく膨らんでいたもので、それを大幅に削除した経緯があるが、この「特に」の3行についても、前文でも同様に高い倫理感について触れられていることから、この際この3行を削除しても良いのではないかという考えで、この3行は削除した形になっている。

委員：委員から、これはそのまま残すべきではないかという意見をいただいた。経緯については、事務局から説明させていただいたとおりだが、他の皆さんはいかがお考えか。やはりこれは大事だということであれば。

委員：他のところできっちり書いてあるのであれば、2回同じことを書くことになると思うので、良いかと思う。

委員：他に、この項について意見あるか。

全員：意見なし。

委員：よろしいか。では、もちろん持ち帰っていただく分はあるが、これを

もってすべての項目で協議が整ったものと認識させていただく。それではこれまでの議論を踏まえて、政治倫理に関する条例の一部改正素案及び逐条解説素案の変更について、事務局から全部通して説明させる。

事務局：それではまず、資料2から説明させていただく。これまでのプロジェクト会議の議論ももちろん反映させていただいてはいるが、加えて法制執務上の観点から、事務的に微修正を加えている部分もある。ただ、この部分については時間の都合もあり、説明は省略させていただきたい。右側が現行で左側が改正案になっており、赤色で表示してあるのが素案の時点で現行から改正したものである。その素案からさらに改正したものを青色で表示している。まず1ページの第2条第2項、「県民及び県政」のところで、「県政」を加えるという議論があったので、これを加えている。それから、先に進み、2ページの第3条第3号のところ、こちらも「その権限を濫用し又はその地位を不当に利用して」と、この会議の議論で出たものを反映している。さらに、3ページの第5条第1項のところ、「議会運営委員会の議決により」と、こちらはあえて「議決により」に変更している。それから第6条第4号、第5号のところで、こちら6月16日の第11回会議で協議が整った賛成の要件について、この条文に反映したものがこの箇所である。条例案については以上。

続いて、資料3の逐条解説の説明をさせていただく。議論された部分が、4ページ、5ページの、先ほどご覧いただいた第3条のところになる。4ページの「特に」のところは先ほどご指摘いただいた部分で、5ページの「自らの」のところはすでに議論されたところである。第5号関係のところ、最後の3行、「議会への信頼を無用に損なうことのないよう、客観的に公正を疑われる可能性のある金品の授受を行ってはならないと規定しています」という部分だが、第5号の条文で規定されている内容でもあるので省略してはどうかということで、削除する方向で作成している。それから6ページの解説のところ、2行目の終わりから括弧書きで、「(審査請求(権)の濫用もまた政治倫理規準に抵触する恐れがあります)」という部分を新たに書き加えている。これについては6月16日の第11回会議で、1会派による恣意的な運用の抑制を望まれる意見があったので、それに対応する形でこの

審査の請求のところで抑制をかけるための記述を加えている。それから、7ページの第1項関係の最後のところの青字の部分。「特に政治倫理審査会を設置しない判断をする場合は、その理由が必要となります。」のところ、特にこれは議論された部分ではないが、設置しない場合と設置する場合を書き分けることによってバランスを欠くことにもなってしまうので、あえてここは「設置しない判断をする場合」という部分を削除している。それから、先ほどの条例のところで、第6条第4号、第5号辺りを修正したので、それを受けて9ページの解説の第1項第3号から第5号関係のところを、条例の改正を反映する形で書いている。この「政治的」というところからだが、『政治的又は道義的な責任があると認められた場合には、「全員協議会における陳謝」の勧告を答申することになります。なお、出席委員の3分の2以上の賛成がある場合は「全員協議会における陳謝」、「出席若しくは参加の自粛」、「役職辞任」及び「議員辞職」の勧告のうち一つ又は複数の勧告を答申することができます。また、第4号及び第5号で掲げる勧告については...』と繋がっていく。このように条文を反映した形で逐条解説を作成している。

委員：それではただいまの説明について、質疑、意見等があればお願いしたい。

委員：確認させていただきたい。第5条審査会の設置の条例と逐条解説で、先ほどバランス云々という話をいただいたが、第5条の条文を見ると、「議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、これを審査するため、議会運営委員会の議決により、議会に三重県議会議員政治倫理審査会を速やかに設置する。」ということで、これはもう設置するのがありきのような条文である。そうではないのだということで、この逐条解説で設置しないという判断も議会運営委員会であり得るということで、そのためにこの「特に政治倫理審査会を設置しない判断をする場合は、その理由が必要となります」と書いてあると思うのだが、設置しないという判断はあるということで良いか。上を見たら、「設置が決定されれば、速やかに委員を任命して審査会を設置します。」と逐条解説にも書いてあるが、条文だけ見れば議決によって設置されないということがあり得るというのは、この条文だけではあまり読めない。逐条解説ではその辺りを書いておかないといけないと思うが、その辺

りはいかなものか、確認をさせていただきたい。

事務局：設置されない場合というのは、第5条の条文が「議決により」ということなので、議決により設置されない場合もあり得ると思うが、この逐条解説であえてここを削除した理由としては、設置しない判断をするときだけその理由が必要となるということで、特別扱いするかどうか、設置する場合設置しない場合で、設置しない場合に、よりハードルを高くするというところがバランスを欠いているのではないかという考え方で削除した。

委員：委員がおっしゃるのは、議会運営委員会に諮ったときに、その議決結果によっては設置する場合と設置しない場合があり得るということ。それがきちっとこの中で読み取れるかということだと思う。この「議決により」というのは、議決による結果によりということだと思うが、条文上はそう書かないと思うので、そういうことだと思う。結果が出た場合は速やかに設置をするということだが、その結果によっては設置しないことも含んでいるという読み取りでよろしいか。

事務局：それで結構。

委員：ただそれが読み取りにくいということであれば、もう少しきっちりとその辺りを書き込んだほうが良いのではないかという意見だったと思うが、そういう意見でよろしかったか。

委員：政治倫理審査会の設置を申請する議員が12分の1以上で出された。そして、設置するのであれば速やかに設置する。この逐条解説は、設置しない場合はなぜ設置しないのかという説明をしないといけないのかどうかという文章。そこを切るというのは、議論しなくて良かったのかと思っただけのこと。

委員：ここはしっかり、議会運営委員会が可決ありきではなく、価値判断をするのだという議論をしてきたという認識であり、同じ認識である。そうすると例えば、審査会設置の判断を行う必要があるとなっているが、審査会設置の可否について判断を行う必要があるとか、そういう否もあるのだというように、例えば逐条解説に書き込むというのも一案かと思った。

委員：解説の2行目で、議決を経る必要があるということなので、議会運営委員会でしっかり審査審議をして議決を経るか経ないかということなので、ここで設置する場合と設置しない場合と、それはきちんと審査

されるということがわかると思うが、この議決を経るということになると、そのどちらもあり得るということだと認識する。

委員：論点が違う。もうそれはわかっている。逐条解説に、お二人が言っているように、「審査会の設置が決定されれば、議長は速やかに委員を任命して審査会を設置します。」と書いてあるので、議決があることはわかっているが、最後の消した部分の、政治倫理審査会を設置しない判断をする場合はその理由が必要となるということは、条文のほうでどこでも読み取れない。理由を必要としないで良いか、必要とするかという議論はしたのかどうかと思ったので、ここを消すということに関して、そこがどうなのかと思っていた。

委員：もちろん重要なことだと思うが、議会運営委員会で審査を十分しなければ議決はできないと思うので、詳しく書いてもらうということはとても大事だが、その中に含まれるべきことかとは思っている。消していただいたのはそういうこともあってだと思っているが、意味として、それをしないときにはより説明があるという意味合いはよくわかる。けれども、議会運営委員会がそんな簡単なことでこんなことをすることはないとは思っている。

委員：何回も、どこで議決を経るかということはとても話題になった。本当に議会運営委員会がその場にふさわしいかということも、大変議論になったと思う。この特に消させていただいたところの復活について、必ず止めるというふうには考えていない。皆さんの考え方によって、やはりここを書いておく必要があるということであれば、もちろん、特に設置をしない場合について、やはり議会運営委員会以外の方にも理解をいただく必要があるので、その辺りを書き込んでいくということもまた一つかといっている。可否についてと書き込むという意見や、その理由についてしっかりと、このままある程度書き込んだほうが良いのではないかというような意見もいただいていると思うが、皆さんのお考えはいかがか。

委員：議会運営委員会が、もし設置しないという判断をした場合にきっちりと自主的に説明してもらえれば良いが、説明するとは思っているが、逐条解説のこの消してあるところはその理由が必要となるということで、そこをきちんと明確にしようという意味合いがあるのかと思ったので、大事なのではないかとあって、今、意見を言わせていただいたが、そ

の辺りのこの議論をもとに、正副座長に私はお任せしたいと思う。

委員：正副座長にお任せするという意見も出ているが、他の皆さんはよろしいか。意図は十分掴ませていただいたつもりなので、この辺り、復活させるか別の書き方にするかということについては、正副座長に一度戻し、また正副座長から改めて提示するということにしたいと思う。他のところで何かあるか。

全員：意見なし。

委員：それでは、政治倫理に関する条例の一部改正案及び逐条解説案を、先ほどのところは別途として、今のところを各会派へお持ち帰りいただき、こういう内容で良いかということを確認願いたい。先ほどの件についてはできるだけ早く結論を出して、皆さんそれぞれのところへお届けさせていただきたいと思うので、そのようにご理解願う。次回の会議では、各会派の状況を確認させていただいたうえで、この案をできれば固めたいと考えている。また次回の日程については、この後、調整をさせていただく。本日、協議いただきたいと考えている事項は以上だが、他に何かあるか。

全員：意見なし。

委員：よろしいか。では、なければ以上で第14回プロジェクト会議を終了する。